

# 投資促進等ワーキング・グループ関連

提案事項名	該当頁
1 - 45フィートコンテナの公道走行容認	1
2 - 蓄電池の消防法による規制	1
3 - 我が国経済の持続的な成長と我が国企業の国際展開を踏まえた外国人材の活用職種 の拡大について	2
4 - グローバル社会に向けた外国人材の在留資格の緩和について(資格外活動許可に係 る時間制限の緩和)	2
5 - グローバル社会に向けた外国人材の在留資格の緩和について(在留資格の更新手 続きについて)	3
6 - 消防法に基づく所轄消防署への申請・届出手続きの電子化・郵送化、必要書類の統 一について	3
7 - 食品リサイクル・ループ認定要件の緩和について	4
8 - 容器包装リサイクル法の見直しについて(特定事業者の再商品化契約について)	4
9 - 容器包装リサイクル法の見直しについて(ペットボトルを対象外としてもらいたい等)	5
10 - 家電リサイクル料金の前払化(小売価格への転嫁)について	5
11 - 普通・中型自動車運転免許制度の制限見直しについて	6
12 - 自転車防犯登録・抹消等手続きの全国統一化について	6

13 -	子どもを持つ女性等の活躍を促進するための環境整備について(ベビーシッターや家事代行サービス、介護サービス等に外国人材の活用を)	.....	7
14 -	外国企業による対日投資の促進等について	.....	7
15 -	「固定価格買い取り制度」の恒久的な運用	.....	8
16 -	外国公的検査機関で発行された試験成績書の品目登録書類として認定	.....	8
17 -	電気主任技術者兼任要件の明確化	.....	9
18 -	建設工事における発注者による資源の有効利用	.....	9
19 -	広域認定制度における廃棄物収集運搬会社等の活用	.....	10
20 -	下水道管内への熱交換器の設置の容認	.....	10
21 -	土壌汚染対策法の形質変更時要届出区域内における杭施工方法の追加	.....	11
22 -	土地の形質変更時の土壌汚染対策法の届出の簡素化	.....	11
23 -	銀行代理業における「外貨預金等書面」の特例及び「同一の内容」の特例に係る規制の見直し	.....	12
24 -	銀行代理業者が、「非公開情報」を「銀行代理業等」に利用することに関する規制の撤廃	.....	13
25 -	土壌汚染対策法に係る自然的原因による汚染土壌の取扱いの見直し	.....	14
26 -	理容所及び美容所に関する運用改善について(理容師及び美容師の運用改善について)	.....	15
27 -	道路法(車両制限令)のトレーラ連結車の長さの緩和	.....	16
28 -	DMFC燃料用メタノールの規制見直し	.....	16
29 -	運用財産相互間取引禁止の適用除外規定に、現物不動産と同様の性格を有する不動産信託受益権の売買を追加されたい。	.....	17

30 - 河川を活用したマイクロ水力発電	.....	17
31 - 市街化調整区域における再生可能エネルギー発電の普及	.....	18
32 - 新型自動車の普及に向けた規制緩和	.....	18
33 - 外国人創業基準の緩和	.....	19
34 - 一団地総合設計制度の地権者同意の緩和	.....	19
35 - 住居専用地域における用途規制緩和	.....	19
36 - 総合国際職業訓練校の設置	.....	20

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
1	26年 5月27日	26年 6月24日	45フィートコンテナの公道走行容認	物流の効率化のために、45フィートコンテナ利用の要請が高まっている。 アジア主要国間・米国～中国間において45フィートコンテナの利用が拡大している。 一方、日本では公道を走行することができず、国際化への対応が遅れていることから、全国における45フィートコンテナの公道走行を検討頂きたい。	民間企業	国土交通省
2	26年 5月27日	26年 6月24日	蓄電池の消防法による規制	現在、ニッケル・水素電池を使った蓄電システムの設置を検討しているが、設置に関して法律上の規制を受ける蓄電池設備は4800Ahセル以上のものと定められており、電圧の低いニッケル・水素電池は5.76kWhと比較的小容量のものも規制の対象となるため、設置が事実上困難となっている。 他方で、電圧の高いリチウムイオン電池は17.76kWh までは規制の対象になっておらず、ニッケル・水素電池にとって著しく不利な規制となっている。  蓄電池設備の潜在的リスクは総容量であるkWhの大きさに依存することも踏まえ、規制単位を現行のAhからkWhの指標に変更頂きたい。	民間企業	総務省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
3	26年 5月16日	26年 6月24日	我が国経済の持続的な成長と我が国企業の国際展開を踏まえた外国人材の活用職種拡大について	<p>コンビニエンスストアやファストフード等の外食チェーンにおける業務は高度な知識と熟練度が必要であり、習得するには長期間にわたる実地の業務への従事が欠かせない。特に、現在は、コンビニエンスストアや外食チェーン等がアジア諸国をはじめとする新興国への積極的な国際展開を進めているところであり、そこで働く数多くの人材の確保や育成が急務である一方、海外に新規に立地した営業拠点だけでは人材育成のスピードがとて追いつく状況ではない。このため、我が国国内で実際の業務に従事することを通じて技能や経験・知見を蓄積し、外国人材をできる限り早期に育成していくことが必要不可欠である。しかしながら、現状では、日本においてコンビニエンスストアやファストフード等の外食チェーンにおける業務は単純労働と見做され外国人を雇用することができないのが実情である。コンビニエンスストアやファストフード等の外食チェーンにおける従業員の主なマネジメント業務としては、</p> <p>【コンビニエンスストアの場合】</p> <p>①接客(接客マナーの習得、公共料金等の収納代行サービス、宅配受付、チケット販売、会計時のレジ作業)、②店内調理(弁当、総菜、フライヤー等)、③衛生管理(店内・店外清掃等)</p> <p>④天候や地域のイベント等を考慮した商品等の発注技術の習得、⑤購買意欲が高まる商品の陳列技術の習得 等</p> <p>【ファストフード等の外食チェーンの場合】</p> <p>①接客(接客マナーの習得、幅広いメニューの中から価格・アレルギー・塩分・カロリー・原産地等の把握、オーダーの際に手書き又は入力機を使用、会計時のレジ作業)、②調理方法の習得(調理マニュアルに準じて仕込み(期限管理、温度管理)から調理(盛り付け含む)まで)、③衛生管理(店内・店外清掃等)、④天候や地域のイベント等を考慮した商品等の発注技術の習得 等</p> <p>日本の店舗運営において外国人材の活用を可能とすることは、単に労働力不足を補うためのものではなく、コンビニエンスストアやファストフード等の外食チェーンにおける高度な知識や技術を習得し、今後、我が国企業が国際展開を行う国でこうした人材が活躍することを目的とするものである。また、東京オリンピック・パラリンピックの開催を控え外国人観光客が大幅に増加することも予想されることから、外国人材が自らの語学力なども駆使しつつ、日本のおもてなしの心やサービスを実地にお客様に提供し、自らの技能・実務能力を高める機会を享受することは、極めて時宜に適ったものと言える。</p> <p>【提案】</p> <p>①「人文知識・国際業務」等の関連する「在留資格」において認められる活動内容と要件を緩和</p> <p>②在留資格のうち「特定活動」の一つとして追加</p> <p>③外国人技能実習制度のスキームを活用した職務能力評価による外国人材の受入・活用の促進※公益財団法人国際研究協力機構(JITCO)といった準公的な第三者機関による職務能力の評価制度を確立し、外国人材の受入企業等による自主管理による外国人材受入スキームを導入することも検討すべきではないかと考える。</p>	日本フランチャイズチェーン協会	厚生労働省
4	26年 5月16日	26年 6月24日	グローバル社会に向けた外国人材の在留資格の緩和について(資格外活動許可に係る時間制限の緩和)	<p>日本で学ぶ外国人留学生を積極的に採用したいと考えているが、9月卒業の留学生の場合、翌年4月入社までの期間、日本人学生の場合には、入社までの期間を利用して時として有給で、かつ時間の制限を気にせず研修等を行うことができるのに対し、外国人学生の場合には就労開始までの待機期間としての「特定活動」の在留資格への資格変更は可能であるが、その間は資格外活動許可を得なければ有給の研修等を行えないことになっている。また、資格外活動許可を取得しても、有給の研修は週28時間が上限とされている。</p> <p>就職が内定した外国人留学生が有給の研修を受ける場合、資格外活動許可の時間制限を撤廃していただくか、大学が休みの期間に許可されると同等の1日8時間以内としていただきたい。</p>	日本フランチャイズチェーン協会	法務省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
5	26年 5月16日	26年 6月24日	グローバル社会に向けた外国人材の在留資格の緩和について(在留資格の更新手続きについて)	外国人社員を海外拠点に駐在させる際、駐在中に在留資格の失効を避けるため、本人が日本に帰国し更新手続きを行っており、時間やコスト等、大きな負担となっている状況がある。在留資格の失効を避けるため、本人が日本に滞在していなくても本人に代わって在籍する企業等が在留資格の更新手続きを代行できるような仕組みをご検討いただきたい。	日本一般社団法人 チェーン協会 チャイニーズ	法務省
6	26年 5月16日	26年 6月24日	消防法に基づく所轄消防署への申請・届出手続きの電子化・郵送化、必要書類の統一について	官民双方の無駄を排除するため、消防法に基づく所轄消防署への申請・届出手続きの電子化・郵送化及び必要書類について統一していただきたい。	日本フランチャイズチェーン協会	総務省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
7	26年 5月16日	26年 6月24日	食品リサイクル・ループ認定要件の緩和について	<p>食品リサイクル法の改正により、食品リサイクル・ループの認定を受ければ、一般廃棄物収集運搬業の許可が不要となり、自治体の枠を越えた広域的な回収が可能となった。</p> <p>しかし、CVSなどでは、商品の入れ替わりが激しい中でリサイクル肥・飼料を使用して生産されたものを継続的に使用・販売することが困難であるため、実際に食品リサイクル・ループを構築している会社は非常に少ない。</p> <p>そこで、確実な食品リサイクル製品の使用が担保されていることを前提として、ループではなくワンウェイでも認定が受けられるよう検討願いたい。これにより、一般廃棄物収集運搬業の許可がなくとも広域的な回収が可能となれば、食品リサイクル率の向上に繋がると考える。</p>	日本フランチャイズチェーン協会 一般社団法人	農林水産省 環境省
8	26年 5月16日	26年 6月24日	容器包装リサイクル法の見直しについて（特定事業者の再商品化契約について）	<p>再商品化委託料などについては、製造メーカーなどの上流でまとめて支払い業務を行い、流通段階において価格に転嫁する方法に変更していただきたい。</p> <p>これにより、複雑な手続きや容器包装利用の未払い事業者への対応が不要となる。</p> <p>※一つの容器包装に対して、製造メーカーや小売業者など、複数の事業者からそれぞれ支払いを行う仕組みは複雑であり煩雑である。正確な再商品化委託料などを確実に徴収するためには、（公財）日本容器包装リサイクル協会への支払いは製造メーカーが行い、小売事業者などは商品（容器包装類など）を仕入れた時点で委託料などの支払いが完了する（価格に含まれている）という方法が、効率的であり透明性があると考えます。</p>	日本フランチャイズチェーン協会 一般社団法人	経済産業省 環境省

番号	受付日	所管省庁 への検討 要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁
9	26年 5月16日	26年 6月24日	容器包装 リサイクル 法の見直 しについて (ペットボ トルを対象 外として もらいた い等)	<p>①ペットボトルのリサイクル率が85.8%(2011年度)に達成している状況から、ペットボトルについて段ボールやアルミ缶、飲料系紙パックなどと同様に容器包装リサイクル法の対象から除外していただきたい。</p> <p>②再生利用が確実に担保されていることを条件として、段ボールやアルミ缶などと同様に「専ら再生利用の目的となる産業廃棄物」と見なしていただきたい。</p>	日本フ ラン チヤ イズ チエ ー 一般社 団法人 協会	経 済 産 業 省 環 境 省
10	26年 5月16日	26年 6月24日	家電リサイ クル料金 の前払化 (小売価格 への転嫁) について	<p>(1)提案内容 いわゆる家電4品目のリサイクルについては、排出者が「排出時」に負担することになっているが、これを「新品購入時」に変更していただきたい(自動車・パソコンと同様とする)。 具体的な案としては、メーカーが家電リサイクル費用を製造コストとして上乗せして価格設定を行い、あわせて製品に家電リサイクルマークを付した上で流通に出すといった案が考えられる。</p> <p>(2)提案理由 ・現状の「排出時の費用負担」となっていることにより、排出者の費用負担に対する心理的ハードルが高くなり、不法投棄・不適正処理を助長する。これを前払いとしてサンク・コスト(回収不能の埋没費用)とすることにより予防が期待できる。</p>	一 般 社 会 イ ン チ ヤ ー 日 本 フ ラン チ ヤ ー 協 会	経 済 産 業 省

番号	受付日	所管省庁 への検討 要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁
11	26年 5月16日	26年 6月24日	普通・中型 自動車運 転免許制 度の制限 見直しに ついて	<p>普通自動車運転免許で運転できる範囲は車輛総重量5t未満、最大積載量3t未満、中型自動車運転免許では車輛総重量5t以上11t未満、最大積載量3t以上6.5t未満であり、また、中型自動車運転免許を取得する条件は20歳以上、普通自動車運転免許取得後2年以上の経過が必要となる。現行の普通自動車制限枠では一般的に輸送の主となる積載量2t～4tのトラック運転手が制限され、労働者の雇用確保が非常に困難な状況である。</p> <p>普通自動車運転免許取得により、積載量2t～4t車の運転ができるようになることで、輸送業界の人材確保が期待され、失業率の低下に寄与できるものと考えているので、是非ご検討いただきたい。</p>	日 本 一 般 社 団 協 会 チ ャ イ ズ	警 察 庁
12	26年 5月16日	26年 6月24日	自転車防 犯登録・抹 消等手続 きの全国 統一化に ついて	<p>(1)提案内容 各都道府県、防犯登録協会毎に異なる自転車防犯登録・抹消などの手続きを全国統一化していただきたい。また、スムーズに全国の登録・抹消状況が確認できる仕組みを構築していただきたい。例えば、車体番号の問い合わせにより、全国で抹消済の確認が可能となる仕組みや、防犯登録抹消時も登録時同様に控えが発行され、確認が取れるような書式に統一していただきたい。</p> <p>(2)提案理由 通常、中古自転車の買取時に防犯登録の抹消、販売時に新たに防犯登録が必要となるが、都道府県によっては、「取扱店で抹消手続きの受付ができない」「登録・抹消状況の照会対応をしてもらえない」「抹消する制度自体が存在しない」など、全国で手続きが統一されていない。抹消手続きの完了が確認できないと、二次ユーザーが購入後に窃盗の疑いをかけられるリスクが存在するため、中古自転車の取扱が困難なケースも発生する。このことが、自転車のリユース促進の妨げとなる。</p>	日 本 一 般 社 団 協 会 チ ャ イ ズ	警 察 庁

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
13	26年 5月16日	26年 7月3日	子どもを持つ女性等の活躍を促進するための環境整備について(ベビーシッターや家事代行サービス、介護サービス等に外国人材の活用を)	<p>少子高齢化による国内の労働人口が急激に縮小する中、女性の潜在力を引き出し、活躍の場を提供することが喫緊の課題である。保育所入所待機児童数は4万6千人(厚生労働省発表資料、2012年10月)、母子世帯76万人(総務省統計、2010年)、65歳以上の要介護認定者数は469万6千人(内閣府「平成24年版高齢社会白書」という状況である。一方、家政婦就業者数は2万8千人(独立行政法人労働政策研究・研修機構、2010年推計)、ベビーシッター数は2万1千人(公益社団法人全国保育サービス協会「平成24年度実態調査報告書」)、介護福祉士は118万人(厚生労働省、2013年9月末現在)という状況であり、子どもや介護を必要とする高齢の親を持つ女性等の働く環境が整っていないというのが現状である。</p> <p>法令及びその運用上、日本人は国内において外国人材を活用したベビーシッターや家事代行サービス、介護サービス等を受け入れることができないが、一部の企業の外国人駐在員(在留資格「投資・経営」または「法律・会計」をもって在留する事業所の長又はこれに準ずる地位にある者)や駐日大使館職員等(「外交」、「公用」の在留資格をもって在留する者又はこれに準ずる地位の者(日米地位協定に基づく少佐以上の階級にある者等))、また「高度人材外国人」として認定された者はその他の雇用主としての各要件を満たす場合には、「家事使用人」として外国人を雇用することができる(法務省告示第131号「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄(二に係る部分に限る。))に掲げる活動を定める件」、法務省告示第126号「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき高度人材外国人等に係る同法別表第一の五の表の下欄(二に係る部分に限る。))に掲げる活動を定める件)。</p> <p>そこで、日本人家庭においてもベビーシッターや家事代行サービス、介護サービス等に外国人材を活用することが可能になれば、女性の就業促進に繋がると考える。</p>	日本フランチャイズチェーン協会	厚生労働省、内閣府、経済産業省
14	26年 5月9日	26年 7月3日	外国企業による対日投資の促進等について	<p>会社設立に必須の登記所への設立登記等、税務署への法人設立届出書等、年金事務所への健康保険・厚生年金保険等、公共職業安定所への雇用保険等、労働基準監督署への労働保険関係成立届等の申請窓口を一本化すること。</p>	日本商工会議所	財務省、内閣府、厚生労働省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
15	26年 6月9日	26年 7月16日	「固定価格 買い取り 制度」の恒 久的な運 用	<p>「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づく「再生可能エネルギーの固定価格買い取り制度」が開始され、ミニ温泉発電から小規模、中規模、大規模地熱発電の開発を目指す動きが全国で顕在化するなど、当該制度は画期的な効果を発揮しています。</p> <p>しかし、この法律は将来的に見直されることになっており、買い取り価格・期間については年度ごとに見直しが行われることになっています。</p> <p>地熱発電の調査・開発は、大規模な開発ではリードタイムが10年を超えるため、現時点で直ちに調査・開発に着手したとしても、固定価格買い取り制度の申請・設備認定に至るまで数年を要することから、この法律の恒久的な運用が望まれます。</p> <p>一方、設備認定に当たり、「満たさなければならない基準」として「発電設備の内容が具体的に特定されていること(製品の製造事業者及び型式番号等の記載が必要)」が挙げられていますが、これらが確定する時期は発電設備発注後となります。これでは資源量評価のための調査に数10億円規模のリスクマネーが投資された後まで売電価格の保証が得られないこととなり、採算性評価計算に基づく投資判断に影響します。地熱発電が他の再生可能エネルギー電源と異なる点は地熱井の掘削と資源評価に長期間と多額の投資を必要とする点であるので、構造試験井による初期資源量評価が行われて目標とする出力規模が設定され、試験井(噴出試験を目的とした調査井)掘削の段階に進む時点で設備認定の申請ができることが望まれます。</p> <p>地熱の調査・開発は、現行の買い取り価格を前提にして着手していますが、買取価格・期間が見直されると、事業全体の経済性に大きく影響するので、事業として成り立つ適正な価格を長期的に固定していただくよう要望します。</p> <p>特に、地熱開発は開発条件の良い案件から開発が進むという資源開発に固有の特質があり、後発のプロジェクトほど開発条件が悪化して行くこととなります。買い取り価格が将来に向けて低下する場合は、先行プロジェクトだけに開発が留まり、その後、急速に後続プロジェクトが途絶えてしまうおそれがあることに考慮することが望まれます。</p>	日本地熱協会	経済産業省
16	26年 6月17日	26年 7月16日	外国公的 検査機関 で発行さ れた試験 成績書の 品目登録 書類として 認定	<p>品目登録制度において、日本の登録検査機関による試験成績書だけでなく、外国公的検査機関での結果も受け入れてほしい。品目登録制度では、日本の登録検査機関による試験成績書のみが認められている。そのため生産国の外国公的検査機関で確認試験を行った商品であっても、輸入のためにサンプルを日本の検査機関に送付し再度検査を行う必要があり、時間および試験費用が負担となっている。</p>	民間団体	厚生労働省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
17	26年 6月20日	26年 7月16日	電気主任技術者兼任要件の明確化	<p>【先の回答に対する再提案】 内規においては、容量(2MW以上)・設備数(6基以上)について言及があるものの、電圧(特別高圧)については言及がなされていない。それにもかかわらず、政府回答にあるように、電圧に着目し特別高圧設備であることを理由に兼任を認めないという運用がなされていることは、適切ではなく、改善すべきである。 また、内規の『容量2MW以上・設備数6基以上の場合は慎重に判断』の部分については、事業者にとっての予測可能性を高める観点から、具体的な承認要件を明確化し、内規に記載すべきである。</p>	日本一般社団法人 経済団体連合会	経済産業省
18	26年 6月20日	26年 7月16日	建設工事における発注者による資源の有効利用	<p>【先の回答に対する再提案】 「当該物が廃棄物ではないと判断するのであれば、当該物を発注者が利用することは可能」とあるが、当方が求めているのは、廃棄物としかみなされない物についての特例である。 例えば、発注者が処理業の許可を得て廃棄物を処理受託している場合、自工場内の工事から発生した廃棄物であれば、自社廃棄物として処理受託等の手続きなく扱おうとするはごく自然な行為と考えられる。 また、同一発注者が工区割している工事(複数の元請業者が参画)において、同一の廃棄物(例:がれき類、汚泥等)が発生する場合に、処理業の許可を持たない発注者が、一台の機械を設置し自ら処理(がれき類であれば破碎、汚泥であれば脱水)することで再利用が可能になるケースもある。これを発注者による自ら処理として扱わない場合、元請業者ごとに機械を設置し自社処理することとなり、極めて非効率となる。 これらについて、発注者による自ら処理と解釈する手段を設けることで、廃棄物の効率的な再利用につながる事となる。</p>	日本一般社団法人 経済団体連合会	環境省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
19	26年 6月20日	26年 7月16日	広域認定制度における廃棄物収集運搬会社等の活用	【先の回答に対する再提案】 「自社製品を納入した帰り便に限定した運用を行っていません」とあるが、地方環境事務所等においてはそのような理解がなされていないのが実状である。本回答の内容を通知・会議等で周知すべきである。	日本一般社団法人 経済団体連合会	環境省
20	26年 6月20日	26年 7月16日	下水道管内への熱交換器の設置の容認	【先の回答に対する再提案】 らせん更正管内部に熱媒管を組み込む方式や高効率な金属製熱交換器を組み込む方式など、管の内径や断面形状を変えないものを特に管更正工事の際に行う場合については、「施設の維持管理への影響が大きく、また、豪雨時に下水が流れるのを阻害するおそれがあるなど」といったことは、考えにくく、早期に下水道法を改正し、設置を認めるべきである。もし、これらの方式の熱交換器の設置により、弊害が生じるのであれば、具体的に示してほしい。 また、「慎重な検討が必要」とあるが、今後どのように検討を進めていくのか、具体的に示してほしい。 未処理下水熱利用の研究に取り組む民間企業等に対して必要な技術的助言等を行っているとのことだが、どこに相談すれば、具体的な熱交換器設置につながる助言が受けられるのか、明示してほしい。	日本一般社団法人 経済団体連合会	国土交通省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
21	26年 6月20日	26年 7月16日	土壌汚染対策法の形質変更時要届出区域内における杭施工方法の追加	<p>【先の回答に対する再提案】</p> <p>「特定の杭打設の工法の施行基準適否は各自治体の判断によるところ」と回答されているが、実態として、ガイドラインに記載されていない工法は認められていない。</p> <p>ガイドラインに記載されている代表的なケース以外の施行方法であっても基準を満たしている方法については積極的に認めることを自治体に周知すべきである。例えば、アースドリル工法でも、掘削作業時に安定液を地盤の土質構成に基づいて適切に配合し、性状管理を適切に行うことで、安定液の造壁機構と孔壁安定化作用により汚染拡散防止を図ることが可能であり、施行規則第53条2項で求められている「基準不適合土壌が帯水層に接しないようにすること」を満たしている。</p> <p>加えて、自治体における法の運用状況を環境省が的確に把握していないことが懸念されるため、ガイドラインに未掲載の工法がどの程度認められているかを把握するための調査を行うべきである。</p>	日本一般社団法人 経済団体連合会	環境省
22	26年 6月20日	26年 7月16日	土地の形質変更時の土壌汚染対策法の届出の簡素化	<p>【先の回答に対する再提案】</p> <p>事前に包括的な工事内容を届出した上で、突発的な事象が発生した場合に限り、届出をせずに工事に着工するとともに事後的に届出であることを認める運用とすべきである。</p> <p>「土地の形質の変更に伴い土壌汚染が周辺地域に拡散するおそれ等があるため、14日前までの届出を不要とすることは困難」と回答しているが、配管の経年劣化で突発修理が出来なければ、水が漏れだ出して土壌汚染を拡大する可能性が大きくなるため、例外的に事後的に届け出ることを認めるべきである。</p> <p>指摘されている「汚染の拡散をもたさない方法(環境省告示第53号)」を実施するためには大規模な工事が必要であり、事前に工事を実施していなければ緊急時に迅速に対応することができないのが実情である。</p>	日本一般社団法人 経済団体連合会	環境省

番号	受付日	所管省庁 への検討 要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁
23	26年 6月12日	26年 7月16日	銀行代理 業におけ る「外貨預 金等書面」 の特例及 び「同一の 内容」の特 例に係る 規制の見 直し	<p>「銀行代理業者」が行う特定預金等契約に関する業務については、「外貨預金等書面を交付している場合の特例」「同一の内容の契約に係る契約締結前交付書面を交付している場合の特例」「同一の内容の契約に係る契約締結時交付書面を交付している場合の特例」が適用されない。その趣旨は明らかではないが、少なくとも、第一種金融商品取引業者である銀行代理業者が特定預金等契約に関する業務を行う場合には、これらの特例が適用されるよう規制を見直して欲しい。</p> <p>規制改革ホットライン「検討要請に対する所管省庁からの回答」(平成25年度金融・証券・保険)の111番では、「特定預金等とは市場リスクにより元本欠損が生じ得る預金等のことであり、当該商品の契約にあたっては、顧客保護の観点から、原則、契約締結前交付書面等の交付が必要となっています。したがって、特例の適用者の範囲を拡大することについては、顧客保護を前提とした上で、慎重に検討する必要があります。」との検討結果が示されているが、銀行法上の契約締結前交付書面等の交付に関する規定は、金融商品取引法の契約締結前交付書面等に係る規定を準用等したものであることから、金融商品取引法に基づいて業務を行っており、一般に市場リスク性商品の取扱いについて銀行以上に精通している第一種金融商品取引業者に特例の適用を認めても、顧客保護に欠けることにはならないと考えられる。</p> <p>また、同111番では、同一の内容の特例について、「なお、「同一の内容」に該当するかどうかは、個別の事例に即して所属銀行が実質的に判断すべきものであり、銀行代理業者に対し「同一の内容」の特例を適用することは適当でないと考えます。」との検討結果も示されているが、特定預金等には金融商品取引契約ほどの多様性はなく(旬刊商事法務1818号27頁参照)、第一種金融商品取引業者である銀行代理業者が「同一の内容」の該当性を判断することはさほど難しくない。少なくとも、銀行代理業者の媒介に基づき所属銀行が特定預金等契約を締結する場合に、所属銀行が同一の内容の特例(銀行法施行規則第14条の11の24第1項第2号・第4項、同第14条の11の29第1項第2号・第4項)を適用するときには、当該銀行代理業者にも同一の内容の特例を適用すべきである。</p>	株式会社 大和ネク スト銀行	金融 庁

番号	受付日	所管省庁 への検討 要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁
24	26年 6月12日	26年 7月16日	銀行代理 業者が、 「非公開情 報」を「銀 行代理業 等」に利用 することに 関する規 制の撤廃	<p>銀行代理店制度の見直しにより、「幅広い形態の銀行代理業の参入」と、「その結果として、金融機関にとって、代理店の有する幅広い顧客ネットワークを新たな顧客層の掘り起こしのためのツールとして利用することが可能に」なることが期待されたが（平成17年10月18日衆議院財務金融委員会〔伊藤金融担当大臣発言〕）、銀行代理店（銀行代理業者）は兼業業務上知り得た公表されていない情報を事前に書面その他の適切な方法により当該顧客の同意を得ることなく銀行代理業及び銀行代理業に付随する業務に利用してはならないことから（非公開情報保護措置）、その顧客ネットワークを十分に活用できない状況となっている（例えば、銀行代理業者が有する顧客の資産に関する情報やそれまでの取引状況等を利用して預金等の勧誘のために顧客のリストアップを行うことができない）。これは、顧客が自己に合った商品の情報を知る機会を逸することにも繋がっている。</p> <p>規制改革ホットライン「検討要請に対する所管省庁からの回答」（平成25年度金融・証券・保険）の112番では、「銀行代理業に限らず保険募集や証券仲介などの金融業務において、取得した情報を顧客の同意なく他の業務に利用することは顧客保護の観点から問題があると考えます。したがって、銀行代理業について、その業務で取得した情報を、顧客の同意なく他の業務に利用することの制限を撤廃することは困難であると考えます。」との検討結果が示されているが、全国銀行協会の「銀行による保険窓販に関する消費者アンケート」によれば、非公開情報保護措置についてはむしろ過半数の顧客がわずらわしさを感じている（「銀行による保険窓販に関する消費者アンケート 調査結果 報告書」30頁）。銀行代理業者において、個人情報の利用目的として「提携会社等の商品の勧誘や販売」を公表していれば、顧客にとって不意打ちにもならず非公開情報保護措置をあえて設けずとも顧客保護に欠けるところはない。</p> <p>むしろ顧客にとって煩雑である非公開情報保護措置を撤廃することが、顧客に対して多様で良質な商品を提供することにも繋がりが、銀行代理店制度見直しの趣旨にも適うものであると考えられる。</p>	株式会社 大和ネクスト銀行	金融 庁

番号	受付日	所管省庁 への検討 要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁
25	26年 7月14日	26年 8月13日	土壌汚染 対策法に 係る自然 的原因に よる汚染 土壌の取 扱いの見 直し	<p>【具体的な提案内容】            企業に新たな負担を生じさせ、設備投資等に対する悪影響や競争力の低下を招き、早急に対応がなされないと企業の海外流出も懸念されることから、コンビナート内など人の健康被害に影響のない地域においては、事業者等の意見を聴きながら、閣議決定を踏まえ一層の負担軽減を早急に図ること。</p> <p>【現状と課題】            改正土壌汚染対策法の施行については、健康被害の防止の観点から、自然的原因による汚染土壌を区別する理由がないとの趣旨であることは理解できるが、今回の規制対象の追加は、調査・浄化処理に係るコストの増大や手続に要する時間など関係企業に新たな負担を強いるものである。            土壌汚染対策法の改正に係るこのような問題は、環境省においては土壌汚染対策法施行規則を改正する環境省令の施行により自然的原因による汚染土壌に係る土地の取扱いについて人為的原因によるもの区別する特例を創設し、緩和措置を講じたが、埋土地域に立地する企業にとって十分な負担軽減措置となっていない状況である。            こうした中、平成23年7月に「規制・制度改革に係る追加方針」として「自然的原因による汚染土壌と区別して負担軽減措置を講じること」、また、「負担軽減措置の内容について効果検証を行うとともに、継続的な見直しを図ること」が閣議決定されたところであるが、その後、平成24年9月に環境省から事務連絡「要措置区域等内における汚染土壌の移動等について」が発出されたにとどまり、埋土地域に立地する企業にとって全く負担軽減措置となっていない。</p>	千葉県	環境省

番号	受付日	所管省庁 への検討 要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁
26	26年 7月18日	26年 8月13日	理容所及 び美容所 に関する 運用改善 について (理容師及 び美容師 の運用改 善につい て)	<p>理容所・美容所の同一店舗での重複開設届を認め、理容師と美容師が同一店舗で混在勤務が可能となるようにしていただきたい。</p> <p>【提案の背景等】 「理髪の施設と美容の施設とはそれぞれ別個に設けなければならない」とする昭和23年12月8日の厚生省公衆衛生局長通達のもとで、現在も理容所、美容所を兼ねる施設を認めない法律の運用が行われています。さらに、法律上では、理容師は理容所のみで、美容師は美容所のみしか勤務できないことになっており、国家資格者である理容師と美容師の有資格者が同一施設内で一緒に勤務できません。しかしながら、消費者のニーズは多様化してきており、男性のお客様がカットのみのサービスを目的に美容店を利用するケースが急増していること、女性のお客様がパーマに付随しないカットのみのサービスを利用する傾向は年々強まってきたことは社会的に周知の事実であり、消費者の性別により求められる技術の種類の異なりは無くなっているのが実態です。理容師と美容師が同一店舗で混在して勤務することを禁じている現行法は、もはや多様化する消費者のニーズに適応できておらず、実際の理美容店の業務状況と大きく乖離しております。また、理美容業界において理容師と美容師の新規資格取得者は大幅に減少している状況が続いており、直近では有効求人倍率2.5倍超と危機的な人手不足の状況となり、募集コストは3年間で3倍に膨れ上がっています。理容師と美容師が一緒に働けることになれば、現在は応募があった異なる資格者の一方の採用を見送っている状況はなくなり、新たな雇用機会を生み出すことが可能となると同時に、効率的な人員配置が可能となることから、直面している理美容業界の危機的課題の打開策の一助となります。さらに、理容所から美容所、または美容所から理容所への変更については、届出書を提出すれば変更が可能であり、店舗設備や安全基準は同一であることから重複届出が可能となっても何ら支障をきたしません。近年の消費者は、理容師や美容師、理容所や美容所といった目に見えない区別ではなく、店のシステムや価格、サービスの多様性といった目に見える違いを捉えて顧客自らが好みや趣向に基づいて自由に利用店舗を選択している傾向が強まってきているのが実態であり、男性は理容師、女性は美容師に施術を受けるという65年前に制定された現行の理美容法で定められている資格と性別による制限自体が時代の変化に適応しておらず、現在の生活実態と大きく乖離している不要な規制と言わざるをえません。サービス産業のグローバル化、自由な発想に基づく企業の経済活動、少子高齢化による若年有資格者の減少などの環境の変化を考慮しても、理容所・美容所の同一店舗での重複開設届と理容師と美容師が同一の店舗で混在勤務できるよう、制度の変更や通達での改定をお願い申し上げます。</p>	キ ュー ビー ネ ット 株 式 会 社	厚生労働省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
27	26年 7月24日	26年 8月13日	道路法(車両制限令)のトレーラ連結車の長さの緩和	<p>車両長さの一般制限値は「12m」となっており、トレーラ連結車に関しても連結状態で「12m」の制限がかかっている。一般制限値のうち、高さ制限、重さ制限については、高さ指定道路、重さ指定道路があらかじめ網羅されており、この制限の範囲で自由通行が可能になっている。ところが、長さについては、高速道路のみに緩和特例(セミトレーラ連結車16.5m、フルトレーラ連結車18m)が設けられているのみであり、一般道においては、一般制限値に抵触する全てのトレーラ連結車が毎回運行許可を申請しているとはとても思えず、大多数の大型トレーラ連結車が違法状態で運行しているものと推察するものである。高さ、幅、長さ、重量の超過は、道路施設や周辺の損壊につながりかねず、一般制限令の規程は理解できる。しかしながら、車両連結部分から自由に折れ曲がるトレーラ連結車の長さについて、単独車両と同一の長さ制限を加えている現在の車両制限令は実態に合わない。長さについて、道路運送車両の保安基準では、連結車の特例で「連結装置中心から車両後端までの距離が12m、トラクタは車長12m」となっており、最長24m弱まで想定されている。また、道路交通法においては、「他の車両をけん引する場合の全長25m」と規定されている。旋回時における危険防止については、一般制限令で定める「最小回転半径12m」及び「幅2.5m」制限があり、狭隘な道路や脆弱な道路では「大型車等通行止め」「幅、高さ、重さ制限標識」などがあり、長さの緩和については問題ないものとする。トレーラーは大型貨物に限らず、船舶輸送用、キャンプ用などもあり、長さ7.5mから10m近いものも一般的に市販されており、少なくとも千台以上が個人用途で登録されているものと推定され、一般的な乗用車の長さ「4.7m前後」でこれらを牽引すると長さが一般制限値に抵触してしまう。</p> <p>これらの実態と関係諸法令を照らし合わせ、現行の高速道路のほか、一般道におけるトレーラ連結車に対する一般制限値の長さの緩和特例を望む。</p>	個人	国土交通省
28	26年 6月3日	26年 9月10日	DMFC燃料用メタノールの規制見直し	<p>米国ではDMFC(ダイレクトメタノール燃料電池)が実用化されている。国内でも携帯電話基地局の電源など鉛バッテリーに代わる電源として期待されている。</p> <p>国内ではメタノールは安全性の観点で濃度、保管量などの規制及び専門資格が必要で実用化するにはデメリットとなる。</p> <p>実用化が進んでいる米国では、メタノールの濃度に関する規制、専門資格などのハードルが低い。このことが、普及が進む理由のひとつになっている。</p> <p>国内でも実用化検討が始まっているため、保管量や専門資格に関する規制の緩和を検討頂きたい。</p>	民間企業	総務省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
29	26年 7月4日	26年 9月10日	運用財産相互間取引禁止の適用除外規定に、現物不動産と同様の性格を有する不動産信託受益権の売買を追加されたい。	<p>同一の投資運用業者が運用する私募不動産ファンド間、私募不動産ファンドと不動産投資法人(リート)間での物件売買(以下、両者をあわせて「ファンド間売買」という。)は、運用財産相互間取引として金融商品取引法第42条の2第2号の定めにより原則禁止されている一方、投信法施行規則第266条の定めにより、資産運用会社が投資法人の資産運用を行う場合においては、現物不動産の売買であれば、金融商品取引業等に関する内閣府令第129条第1項第1号イに掲げる要件を充たす場合であって、且つ不動産鑑定士による鑑定評価を踏まえて調査した価格により行う場合には、運用財産相互間取引禁止の適用除外となっている。ただし、同条においては、不動産信託受益権の売買は適用除外とされていない。</p> <p>私募不動産ファンドのスキームでは、GK-TKスキームが多く採用されている関係上、その売買対象資産は現物不動産ではなく不動産信託受益権である場合が多く、特に私募不動産ファンドとリートとの間における不動産信託受益権のファンド間売買に大きなニーズがあるにも関わらず、上記の投信法施行規則第266条に定める適用除外規定では、そのニーズに対応できていないのが現状である。</p> <p>不動産信託受益権は現物不動産と実質的に同様の性格を有しており、また、ファンド間売買を行うことが投資家にとって最良の執行と思われる場合も存在する。こうした場合であっても、単にその資産形態が現物不動産ではなく不動産信託受益権であるがために、適用除外要件を充足できず売買取引が行えないという現在の状況は、過度な規制によって却って投資家の利益を害している場合があると考えられる。また、この問題は、単に投資運用業者とその投資家間の問題に留まらず、不動産投資市場が持続的に成長し続けることも阻害していると考えられる。</p> <p>よって、運用財産相互間取引禁止の適用除外規定に、現物不動産と同様の性格を有する不動産信託受益権の売買を追加していただきたい。このような追加規定がなされたとしても、投資運用業者は金業者として、投資家に対して既に忠実義務、善管注意義務を負っており、かつ投資家への最良執行義務を果たす必要があるため、必要かつ合理的な範囲で、不動産鑑定士による鑑定評価を踏まえて調査した価格により行うものに限るのであれば、これまでの投資家保護の水準と同等のレベルを確保することは可能と考える。</p> <p>なお、具体的改正案としては、投信法施行規則第266条第1号の「不動産の売買」を「不動産等資産の売買」と変更することで、現状、現物不動産のみに認められている適用除外を不動産信託受益権の売買を含むものにするのが考えられる。今般の投信法施行規則改正により、同施行規則第105条第1号へにおいて「不動産等資産」の概念が導入され、「不動産、不動産の賃借権、地上権及びこれらの資産のみを信託する信託の受益権」が「不動産等資産」として定義されているが、そこでは不動産信託受益権が現物不動産と同列に取り扱われており、これと同様の範囲であれば法令上の整合性も取れるものとする。</p>	(一社)不動産証券化協会	金融庁
30	26年 8月5日	26年 9月10日	河川を活用したマイクロ水力発電	<p>河川法を改正し、河川への小水力発電設置の際の流水・土地占用許可手続きを緩和することを求める。具体的には、マイクロ水力発電を河川に設置する場合、個別の河川ごとに判断が異なることから、洪水対策等基本的事項を順守できる共通の一定の技術基準を国が策定し、許可手続きが円滑に進むことを求める。</p> <p>【提案理由】マイクロ水力発電を河川に設置する場合、河川法の許認可の手続きが必要となるが、100年洪水への対応、利水者や河川環境への影響及び河川利用者の安全確保等に配慮する必要があるため、認可を受けることは難しい。</p>	大 大阪府	国土交通省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
31	26年 8月5日	26年 9月10日	市街化調整区域における再生可能エネルギー発電の普及	<p>【具体的内容】 都市計画法を改正し、太陽光発電と同様に、バイオマス等の再生可能エネルギーの発電設備の開発許可を不要とすることを求める。</p> <p>【提案理由】 市街化調整区域は、市街化を抑制すべき区域であることから、都市計画法では、許可できる開発行為を限定しており、市街化調整区域にバイオマス発電施設を設置する場合は、都市計画法の許可基準が無く設置するのが難しい。(開発審査会を経て許可を受けることも可能だが、手続きに時間を要する。) なお、本提案は、平成26年3月に、大阪府・市共同設置の附属機関「大阪府市規制改革会議」から提言があったものである。</p>	大 大 阪 市 府	国 土 交 通 省
32	26年 8月5日	26年 9月10日	新型自動車の普及に向けた規制緩和	<p>【具体的内容】 道路運送車両法を改正し、新型EV(電気自動車)の認証を簡素化することを求める。具体的には、 ①EVは、既に型式認定を受けた車両の部品を新型EVに使用する場合は、認証を不要にしてもらいたい。 ②少量生産車の登録台数が限定(100台)を撤廃してもらいたい。</p> <p>【提案理由】 EVは、既に型式認定を受けた車両の部品を新型EVに使用する際にも新たな認証が必要となる。また、少量生産車の登録台数が限定(100台)されるなど、現状では開発期間の短縮や低価格化が進んでいない。</p>	大 大 阪 市 府	国 土 交 通 省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
33	26年 8月5日	26年 9月10日	外国人創業基準の緩和	<p>【具体的内容】 外国人が創業する場合に必要となる、500万円以上/人の出資及び2名以上の常勤職員の確保の廃止を求める。</p> <p>【提案理由】 外国人が創業する場合は、「投資経営ビザ」が必要であり、その際、事業所の確保や2名以上の常勤職員の確保又は500万円以上/人の出資が必要となり、外国人留学生をはじめ外国人の企業・開業に支障が生じている。</p>	大 大 阪 市 府	法 務 省
34	26年 8月5日	26年 9月10日	一団地総合設計制度の地権者同意の緩和	<p>【具体的内容】 民法の共有規定との整合性を図りつつも、一定の要件を満たすものについては、一団地の総合的設計制度の全員合意の条件を緩和することを求める。</p> <p>【提案理由】 建築基準法では、一団地の総合的設計制度の区域の一部を他に活用(売却等)するために団地区域の縮小を行う場合は、全員同意が必要となり、他の活用(売却等)が進まない。 (参考)マンションの建替えに必要な住民決議は4/5</p>	大 大 阪 市 府	国 土 交 通 省
35	26年 8月5日	26年 9月10日	住居専用地域における用途規制緩和	<p>【具体的内容】 近隣住民の利便上、必要性の高いものについては、建築基準法の用途規制の緩和を求める。</p> <p>【提案理由】 住居専用地域では、用途地域毎に、建物の種類、建ぺい率、容積率、高さなどが規制されている。しかし、住居専用地域に、住民介護用の事務所を設置しようとしても認められない。</p>	大 大 阪 市 府	国 土 交 通 省

番号	受付日	所管省庁 への検討 要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁
36	26年 8月5日	26年 9月10日	総合国際 職業訓練 校の設置	<p>【具体的内容】 総合国際職業訓練校を推進し、中小製造業などへの人材供給を支援するため、在留資格を与えられる留学の対象に公共職業訓練校を追加するなど、外国人人材を活用する制度創設を求める。</p> <p>【提案理由】 公共職業訓練は、離職者、在職者及び学卒者に対して行われており、職業訓練校での就学は、留学ビザの対象になっていない。また、外国人は在留資格を取得している必要があり、離職者や学卒者は利用が困難である。</p> <p>なお、本提案は、平成26年3月に、大阪府・市共同設置の附属機関「大阪府市規制改革会議」から提言があったものである。</p>	大 大 阪 市 府	厚 生 法 務 省 省